

実務対応報告第1号「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する 実務上の取扱い」の解説

1. 実務対応報告第1号公表の背景

平成13年11月28日に公布された商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号、以下「改正商法」）により、新株予約権及び新株予約権付社債の概念が導入された。

新株引受権付社債及び転換社債に関する会計処理については、「金融商品に係る会計基準」（以下「金融商品会計基準」）及び「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」）において明らかにされているが、企業会計基準委員会（以下「委員会」）は、改正商法における新株予約権及び新株予約権付社債に関する会計処理をどのように行うかという質問に答えるため、実務対応専門委員会で検討を進めてきた。

実務対応専門委員会は、改正商法における新株予約権及び新株予約権付社債を従来の新株引受権付社債及び転換社債との対比において、その経済的実質が同一のものについては現行の会計基準等に準じた会計処理を適用するという方針を採用した。したがって、新株予約権及び新株予約権付社債の経済的実質をどのように判断するのか、また、現行の会計基準等で明示されていない会計処理については現行の会計基準等をどのように解釈して適用するかが中心的課題とされた。

なお、公開草案に対して受取った12件のコメントレターを分析・検討し、必要な部分については公開草案を修正しているが、主な修正内容は、(1)一括法の適用が認められる「代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債」の条件を明確にすること、(2)新株予約権の取得者側の会計処理を明らかにすること、及び(3)発行時に一体と認められる同時に募集し、かつ、同時に割当てられる社債と新株予約権に関して、社債と新株予約権を同時に募集していない場合又は両者を同時に割当てていない場合の具体的事例を明らかにすること、の3点である。

本稿は、実務対応報告第1号の内容を解説することを目的とするものであるが、本稿中、意見にわたる部分は、筆者の私見であることを申し添える。

2. 新株予約権の会計処理

(1) 新株予約権の会計上の性格

新株予約権は、新株予約権者が権利を行使したときに、会社が、新株を発行する義務又は新株の発行に代えて自己株式を移転する義務を負うものであり、従来の新株引受権と比較した場合、新株予約権には新株の発行に代えて自己株式を移転することができる点で相違がある。しかし、それは交付する株式の発行時期の相違に過ぎず、新株予約権者の権利行使に伴い行使価額の払込を条件として株式を新株予約権者に帰属させる義務を負うという点でその経済的実質は同一であるものと考えられた。新株予約権の発行者側における会計上の性格は、権利行使された場合、その発行価額は株式発行の対価としての性格が認められることになることから、資本金又は資本金及び資本準備金に振り替えられるが、権利行使の有無が確定するまでの間は、その性格が確定しないため、仮勘定として負債の部に計上される。また、権利行使されずに権

利行使期限が到来した場合、その発行価額は株式発行の対価としての性格は認められず、また、受入れた資金を返還する必要もないので、利益として処理される。

この新株予約権を取得者側からみると、新株予約権証券は、新株引受権証書と同様に有価証券として定義されており(証券取引法第2条第1項6号)、また、たとえ有価証券に表示されるべき権利が有価証券として発行されていない場合でも新株予約権証券としてみなされる(証券取引法第2条第2項)ので、その会計上の性格も有価証券であると考えられた。

(2)新株予約権の会計処理

発行者側の会計処理

現行の金融商品会計基準等は、新株引受権を単独で発行した場合の会計処理については明示していないので、新株予約権の会計上の性格に関する分析と新株引受権付社債の会計処理(金融商品会計基準第六・一)を勘案して、新株予約権に新株引受権付社債の新株引受権の対価部分に対する会計処理を適用することが適当であると考えられた。

従来の会計慣行では、新株引受権が発行時の株式時価を上回る行使価格で発行されていること及び新株引受権の対価部分は新株引受権付社債の発行価額を基礎に区分されていたことから、新株予約権もその発行価額で測定されていたと考えられた。新株予約権の発行価額に関しては、発行時点における時価での発行のほか、無償での発行等多様な価格での発行が可能であるため、新株予約権が時価未満で発行される場合において時価と発行価額(受取対価)との差額につき発行者側において費用認識すべきか否かは論点となりうるが、上記の考察に加え、新株予約権の有利発行については株主総会の特別決議が必要とされるので、時価未満での発行はあまり多くないのではないかと考えられた。したがって、当面は現行の会計基準等に則して、新株予約権をその発行価額によって仮勘定として負債の部に計上することが適当であると考えられた。

なお、有利発行か否かの判断については、新株予約権の行使期間中の発行会社の平均株価を予想し、その合理的な予想額と行使価格を比べて有利発行か否かを判断する説とオプション評価モデル等でオプションの発行時点におけるオプションの価額を計算し、それに見合う対価が支払われたか否かを判断する説がある。(注1)

新株予約権が行使された場合、その発行価額は株式発行の対価としての性格が認められるが、改正商法では新株予約権の発行価額とその行使に伴う払込金額との合計額の1株当たりの額をその新株1株の発行価額とみなしており、新株の発行価額中資本に組み入れない額を決議している場合には、新株の発行価額を資本及び資本準備金に組み入れることとなる。それ以外の場合には、新株の発行価額の総額を資本に組み入れることになる。したがって、権利行使された場合の資本への振替に関する現行の会計基準等の規定は、上記のとおり読み替えられる。

新株予約権の行使に伴い保有する自己株式を新株予約権者に移転する場合の自己株式処分差額の会計処理は、企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」第8項で明らかにされており、「新株発行の手続きを準用して自己株式を処分する場合の自己株式処分差額の会計処理と同様に扱う。なお、自己株式処分差額を計算する際の自己株式処分の対価は、新株予約権の行使の際の払込額と新株予約権の発行価額の合計とする。」ものとされている。

なお、当委員会の取り上げるべき短期的なテーマ案のレベル2にはワラント債及び転換社債(改正商法では、新株予約権付社債)の会計処理の検討が掲げられていることなどから、新株

予約権の会計処理については、拠出資本への算入と権利行使との関係等、今後本質的な検討が行われる可能性があり、その結果によっては上記の結論に影響を与える余地がある（企業会計基準適用指針第2号第31項）。実務対応報告第1号は、新株予約権及び新株予約権付社債に関する会計処理の実務上の取扱いを明らかにするものであるため、新株予約権付社債につき新たな会計基準が公表される場合には、当然のことながらその過程で見直しされるべきものである。

取得者側の会計処理

現行の金融商品会計基準等は、新株引受権を単独で取得した場合の会計処理については明示していないが、新株予約権が有価証券に該当することから、その会計処理は、現行の会計基準等における有価証券に対する会計処理を適用することが適当であると考えられた。これは、新株予約権証券が新株引受権証券と同様に有価証券に該当するため、金融商品会計基準及び金融商品会計実務指針の有価証券に係る規定により認識・測定されるという考え方に基づいている。金融商品会計基準等によれば、有価証券としての新株予約権は、取得時に時価で測定され（金融商品会計実務指針第29項）、保有目的の区分に応じて売買目的有価証券又はその他有価証券として会計処理される。また、その他有価証券として区分される場合には、その保有期間中に減損処理の適用対象となる。さらに、新株予約権の権利が行使されたときは、取得時の保有目的の区分に応じて、売買目的有価証券の場合には行使時の時価で、その他有価証券の場合には帳簿価額（金融商品会計実務指針第57項（4））で株式に振り替え、権利行使されずに権利行使期限が到来したときは、金融商品会計基準第二・二により消却の効果が生じた日に消滅の処理を行い、帳簿価額（金融商品会計実務指針第91項に基づき減損処理している場合には、減損処理後の帳簿価額）を損失として処理する。なお、時価の算定については、新株予約権が株式に対するコールオプションとしての性格を有するため、デリバティブ取引に対する評価方法（金融商品会計実務指針第101項～104項）に準じて行うことが適当と考えられた。

3. 新株予約権付社債の会計処理

(1) 新株予約権付社債の会計上の性格

平成13年9月5日の法制審議会総会で承認された「商等の一部を改正する法律案要綱」において、従来の転換社債は「新株予約権を付した社債であって、新株予約権の分離譲渡ができず、社債の発行価額と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を同額とした上で、新株予約権を行使するときは、必ず社債が償還されて、社債の償還額が新株予約権の行使に際して払い込むべき金額に当てられるものとして、規定を整備するものとする。」とされ、また、「非分離型の新株引受権付社債は、新株予約権を分離して譲渡できないものとして規定を整備するものとする。」との方針のもとで条文化が行われた。新株予約権付社債の発行に際しては、改正商法第341条ノ3第1項第1号から第10号までの事項を決議しなければならないが、特に、改正商法第341条ノ3第1項第7号あるいは第8号のいずれを決議するかにより、代用払込（権利行使に伴って新株予約権者が権利行使した場合に社債が償還されて当該社債の償還額が新株予約権の行使に際して払い込むべき金額に当てられる）の態様に関して商品性に相違が生じる。第7号を決議する場合には、代用払込に代えて現金での払込をも認める商品性を持つ新株予約権付社債となり、従来の非分離型新株引受権付社債に相当し、これに対して、第8号を決議する場合には、代用払込による払込方法以外を認めない商品性を持つ新株予約権付社債となり、従来

の転換社債に相当することになる。実務対応報告第1号では、第7号を決議する新株予約権付社債を「代用払込みが認められる新株予約権付社債」、第8号を決議する新株予約権付社債を「代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債」と称している。

代用払込が認められる新株予約権付社債

従来の非分離型新株引受権付社債は、社債と新株引受権が分離譲渡できないものであるが、発行決議において新株引受権の行使に際して代用払込を選択することも認められていたため、代用払込が認められる新株予約権付社債は、従来の非分離型新株引受権付社債とその経済的実質は同一であると考えられた。

代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債

従来の転換社債は、株式への転換権の分離譲渡ができず、社債の発行価額と転換権の行使に際して払い込むべき額とを同額とした上で、転換権を行使するときは、必ず社債が償還されて、社債の償還額が転換権の行使に際して払い込むべき額に当てられるものである。したがって、代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債は、従来の転換社債に相当するものとして定められたものであると考えられた。ただし、新株予約権が消却された場合又は社債が繰上償還された場合には、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在しうる可能性があるため、そのような場合には従来の転換社債の性格は失われると考えられる。したがって、代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債の経済的実質が従来の転換社債と同一であると考えられるためには、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在しえないことが明確にされていることが必要である。そのための条件は、以下のとおりである。

()新株予約権について消却事由を定めておらず、かつ、社債についても繰上償還を定めていないこと。

()新株予約権について消却事由を定めている場合には、新株予約権が消却されたときに社債も同時に償還されること、かつ、社債について繰上償還を定めている場合には、社債が繰上償還されたときに新株予約権も同時に消却されること。

この条件設定に際しては、新株予約権付社債における社債を消滅させる因子が「社債の繰上償還」、新株予約権を消滅させる因子が「新株予約権の消却」であるとの認識のもとで、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在しえない条件が検討された。()は、その因子のいずれもが無い組み合わせのケース、及び()は、その因子のいずれもある組み合わせのケースで、しかも「社債の繰上償還」因子が契機となって新株予約権が分離するときには新株予約権の消却が同時に行われるよう事前にプログラムされ、かつ、「新株予約権の消却」因子が契機となって社債が分離されるときには社債の繰上償還が同時に行われるよう事前にプログラムされている組み合わせのケースである。なお、代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債で社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在しえないことが予め社債要項等で明確にされていないものについては、従来の転換社債と同様の性格をもたないと考えられた。

(2)新株予約権付社債の会計処理

代用払込が認められる新株予約権付社債の会計処理

代用払込が認められる新株予約権付社債は、従来の非分離型新株引受権付社債と経済的実質と同一であると考えられるため、その会計処理は従来の非分離型新株引受権付社債の会計処理に準じて行うことが適切であると考えられた。金融商品会計基準第六・一・1によれば、新株

引受権付社債の会計処理を分離型あるいは非分離型を区別することなく、発行者側及び取得者側ともに社債の対価部分と新株引受権の対価部分に区分して処理する方法（区分法）を適用するものとしている。改正商法のもとでは、社債と新株予約権の発行価額を個別に決議するものとされているので、社債と新株予約権のそれぞれの発行価額（取得者側は取得価額）の合計額を代用払込が認められる新株予約権付社債の発行価額（取得者側は、取得価額）とみなして、従来の非分離型新株引受権付社債に準じて、区分法により会計処理することが適当であると考えられた。なお、発行者側及び取得者側が、代用払込が認められる新株予約権付社債の発行価額又は取得価額を社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分する場合には、金融商品会計基準注解（注15）のいずれかの方法によることができるとしているが、この注解（注15）のいずれかの方法とは、新株引受権付社債の発行価額あるいは取得価額を社債の対価部分と新株引受権の対価部分に区分する場合に認められる方法であるが、発行者側においては、（ ）社債及び新株引受権の発行価格又はそれらの合理的な見積り額の比率で按分する方法、（ ）算定が容易な一方の対価を決定し、これを発行価額から差引いて他方の対価を算定する方法、のいずれかの方法により区分する。他方、取得者側においては、発行者側の方法のほか、保有社債及び新株引受権に市場価格がある場合には、その比率により区分する方法も認められる。上記（ ）における社債及び新株引受権の「発行価格」が何を意味するかは明らかではないが、「発行価額」と解すれば、代用払込が認められる新株予約権付社債の発行価額を発行価額の比率で按分する方法と理解される。例えば、新株予約権が付された代用払込を認める社債が、時価が5の新株予約権の発行価額をゼロとして決議し、かつ、社債を100（時価95）の発行価額で発行する決議を行ったケースを想定すると、発行者側が100を発行価額として、（ ）の前半の方法を適用したときには、社債の対価部分100、新株予約権の対価部分0となり各対価部分が時価を反映しないのに対して、（ ）の後半の方法を適用したときには、社債の対価部分95、新株予約権の対価部分5となり各対価部分が時価を反映するように区分される。このような状況を想定して、「しかしながら、それぞれの発行価額が明らかに経済的に合理的な額と乖離する場合には、このいずれかの方法のうち当該発行価額の比率で配分する方法を適用することは適当でない。」との表現により注意を喚起している。

上記のケースを発行者側が注解（注15）の各方法を適用した場合の事例を表にまとめると以下のとおりである。

【発行者側が注解（注15）の各方法を適用した場合の事例】

内容	発行決議の内容	発行時の時価	発行価額で按分する方法【（ ）前半の方法】	合理的な見積り額の比率で按分する方法【（ ）後半の方法】	算定が容易な一方の対価を決定し、発行価額から差引いて他方を算定する方法【（ ）の方法】
社債	100	95	100	95	95
新株予約権	0	5	0	5	5
総額	100	100	100	100	100

なお、（ ）の方法を適用する場合に、社債あるいは新株予約権のうち、いずれが容易

に算定しうるかは個々の状況を勘案して決定すべきであるが、事例のように、新株予約権の時価が入手可能であればその対価は容易に算定しうるものと考えられる。

代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債の会計処理

() 従来の転換社債と経済的実質が同一であると考えられるもの

代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債で従来の転換社債と経済的実質が同一であると考えられるものについては、転換社債に適用される会計処理に準じて処理することが適当であると考えられた。金融商品会計基準第六・一・2は、転換社債の発行者側の会計処理については、転換社債の発行価額を社債の対価部分と転換権の対価部分とに区分せず普通社債の発行に準じて処理する(一括法)又は新株引受権付社債に準じて処理する(区分法)としている。また、取得者側の会計処理については、転換社債の取得価額を社債の対価部分と転換権の対価部分とに区分せず普通社債の取得に準じて処理し、権利を行使したときは株式に振り替えるものとしている。

「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」七・1で明らかにされているように、転換社債の会計処理に一括法を認める理由は、転換社債については転換権が行使されると社債は消滅し、社債の償還権と転換権が同時にそれぞれ存在しえないことから、それぞれの部分を区分して処理する必要性は乏しいと考えられることに求められる。この考え方は、代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債で従来の転換社債と経済的実質が同一であると考えられるもの、すなわち社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在しえないことが予め社債要項等で明確にされているものについても適用されると考えられるので、一括法を適用して会計処理することが適当であると考えられた。なお、発行者側については、従来どおり区分法の適用も認められている。

() 従来の転換社債と経済的実質が同一であると考えられないもの

代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債で社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在しえないことが予め社債要項等で明確にされていないものは、従来の転換社債と経済的実質が同一であるとは考えられないので、発行者側及び取得者側ともに、代用払込が認められる新株予約権付社債と同様に、区分法により会計処理することが適当である。

4. 同時に募集し、かつ、同時に割当てられる社債と新株予約権の会計処理

「商法等の一部を改正する法律案要綱」では、「分離型の新株引受権付社債は、会社が社債と新株予約権とを同時に募集し、両者を同時に割当ててるものであるので、社債と新株予約権の規定が同時に適用されるものと位置付け、格別の規定を置かないものとする。」との方針が示された。社債と新株予約権が同時に募集され、かつ、同時に割当てられる場合でも、社債と新株予約権は別々に証券が発行され、発行後には個別に流通することになるが、その発行時において両者は実質的に一体のものとみられるため、その経済的実質は従来の分離型新株引受権付社債と同一であるものと考えられる。金融商品会計基準第六・一・1によれば、新株引受権付社債について区分法を適用するものとしているので、その会計処理はそれぞれの発行価額を合計した上で区分法を適用して行うことが適当であると考えられた。また、社債と新株予約権を同時に募集していない場合又は両者を同時に割当てていない場合でも、実質的に一体のものとみられるときは従来の分離型新株引受権付社債と同一であると考え、社債と新株予約権を個々に会

計処理せずに、それぞれの発行価額を合計した上で区分法を適用することが求められる。しかし、どのような場合に「社債と新株予約権とを同時に募集し、かつ、同時に割当てられる場合」と判断されるかは明らかでないので、その判断基準が求められるところであるが、実務における多様性を考えると、その判断基準を一義的に与えることは困難である。したがって、判断の参考となるような状況を示唆する例を示すこととした。例えば、()社債と新株予約権とを同時に募集していない場合とは一部の割り当てを時間的にずらしているような場合であり、()両者を同時に割当てていない場合とは一部の社債と新株予約権の割当てを別々の者に行うような場合である。()は、募集と割当ての間の時間的な同時性の問題と理解され、()は、割当先における割当てられた社債と新株予約権の間にみられる規則性あるいは定型性の問題と理解されるが、例示以外の状況が無いとはいえないので、その意味でここでの説明も例示的である。

5. 取締役や従業員等に対するインセンティブとして新株予約権を付与した場合（いわゆるストック・オプション）の当該新株予約権の当面の会計処理

現在のところ、わが国にはストック・オプションに関する包括的な会計基準は設定されていない。ストック・オプションに係る会計基準が設定されるまでの当面の会計処理としては、取締役等に対するインセンティブとして無償で付与された新株予約権は、その経済的実質が同じであると考えられる新株予約権の会計処理と同様に、発行価額によって計上されることが適当であると考えられた。無償で付与される新株予約権をその発行価額で測定する場合には、その測定値がゼロとなるため、負債の額も費用の額も認識されないこととなる。ただし、ストック・オプションに係る租税特別措置法の特例を受けるためには、幾つかの条件を満たすことが必要とされ、例えば、行使価格が付与日におけるストック・オプションの目的たる株式の時価を上回っていることが条件となるので、ストック・オプションが付与日に大幅な本源的価値を持つようなケースは殆どないと考えられる。

ストック・オプションに係る包括的な会計基準を始めて設定したのは、米国である。ストック・オプションについて長い歴史を持つ米国であるがゆえに、又、特にベンチャービジネスが隆盛を極めた米国であるがゆえに当然の帰結でもあるが、ストック・オプションを経営者等に対する中長期の報酬制度として位置付け、報酬として与えたストック・オプション等の報酬には価値の有るものを与えているということを前提に、当然のこととして費用認識すべきものとされている。米国のFASBが、1995年に公表したSFAS第123号「株式に基づく報酬の会計」では、従業員等から提供されたサービスに対する対価として与えたストック・オプション等の付与日における公正価値を基礎として認識すべき報酬コストを測定する会計処理を設定するものであるが、基準設定過程における政治の介入等の影響を受け、かねてから批判のあったストック・オプションに係る認識すべき報酬コストを本源的価値（本源的価値とは、ストック・オプションの行使価格とある測定日における目的となる株式の時価との差額であり、行使価格を、例えば、付与日の株式時価と同額以上に設定すれば当該差額はゼロとなり、勤務条件を満たすだけで権利確定する制度を前提とすれば、実質的に費用認識に繋がらない）で測定する会計処理の適用も認められたため、補足的情報の開示を条件とはしていてもAPB意見書第25号の問題点は完全にクリアされていないのが実情である。今後、日本のストック・オプションに係る会計基

準がどのような方向性をもって検討されるかは予断しえないが、おそらく SFAS 第 123 号及び IASB の動向を勘案した上での判断となる可能性が高いと予想される。

6. 適用時期

改正商法は平成 14 年 4 月 1 日から施行されるため、実務対応報告第 1 号は、平成 14 年 4 月 1 日以降発行される新株予約権及び新株予約権付社債に適用される。なお、改正商法の附則第 7 条は、改正商法施行前の決議に基づき平成 14 年 4 月 1 日以降に発行される転換社債及び新株引受権付社債に関しては、改正商法施行後もなお従前の例によっているため、その会計処理は、発行者側における権利行使された場合の資本組入れの処理を含め、現行の金融商品会計基準第六・一並びに金融商品会計実務指針第 186 項及び第 187 項を適用して行なわれる。

7. 今後の課題及び対応

新株予約権及び新株予約権付社債が、実務でどのように決議、発行され、又活用されるのかを目にする機会が今後現実のものとなるが、「実務対応報告第 1 号」では言及されていない株式移転等に伴う新株予約権の承継に関する会計処理も引き続き検討しなくてはならない課題である。さらに、当委員会の短期的な検討テーマ(レベル 1)として掲げられているストック・オプションの会計基準等の開発にも着手しなければならない。国際会計基準審議会 (IASB) は、現在「株式報酬制度」に関する基準の開発中 (従業員ストック・オプションのコストを、権利付与日現在の株価等を基礎にオプション価格算定モデルを使用して算定した公正価値により見積もり、財務諸表で認識する方向性で議論されている) であり、今年 7 月までには主要な論点についての暫定合意を形成した上で、11 月には公開草案を、翌年には確定基準を公表するというスケジュールで精力的に検討をおこなっている。私どもは国際対応専門委員会における IASB 月次ボード会議での議題に対する検討を通じて IASB の動向をウオッチしているが、反面ストック・オプション制度自体日本の商法に基礎をおくものである以上、会計と商法との接点で検討すべき問題も少なくないと考えられる。

(注 1) 商事法務第 1622 号、藤田友啓稿「オプションの発行と会社法-新株予約権制度の創設とその問題点(上)」

企業会計基準委員会
専門研究員 上田 秀一